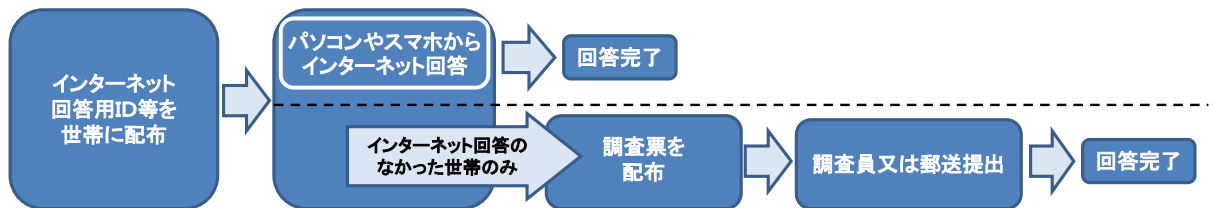


## 調査の目的

- 統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、国内の人口・世帯の実態を把握するとともに、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、国の最も基本的な統計調査として大正9年以来5年ごとに行われており、平成27年調査はその20回目に当たる。

## 調査の概要

- 調査日：平成27年10月1日（木） 午前零時現在
- 調査対象：平成27年10月1日現在、我が国に常住するすべての人（ふだん住んでいる場所で調査）  
ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く
- 調査項目：＜世帯員に関する事項＞  
男女の別、出生の年月、就業状態など13項目  
＜世帯に関する事項＞  
世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など4項目
- 調査方法：＜調査票の配布方法＞  
調査員は、オンライン回答を促進するため、全ての世帯に対して、調査票の配布に先行して『インターネット回答の利用案内』（世帯用ログイン情報等を封入した封筒）を配布し、その後、オンライン回答がなかった世帯にのみ、調査票を配布する。  
＜調査票の提出（回答）方法＞  
オンライン回答のほか、調査票を配布した世帯は、記入済の調査票について、調査員にそのまま提出する方法、調査票を封筒に入れて封をして調査員に提出する方法又は郵送により提出する方法のいずれかを選択して回答する。



- 調査の流れ：



## 結果の利用

- 利活用状況：【法定人口としての利用】  
衆議院議員の小選挙区の画定基準、地方交付税の算定基準 等
- 【行政施策の基礎資料としての利用】  
保育所の整備・充実など少子化対策の基礎資料、高齢者社会福祉施策の基礎資料 等
- 【各種標本調査の抽出フレームとしての利用】  
労働力調査、家計調査等の抽出フレーム 等
- 【教育、民間など広範な分野で利用】  
人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等